

瑞穂町バナー広告掲載取扱要綱

〔平成28年12月21日
告示第231号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、町がインターネット上に公開するホームページ（以下「町ホームページ」という。）への広告の掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び内容)

第2条 町ホームページに掲載する広告は、広告内容を表示する画像ファイルであって、広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）が指定するホームページの位置情報を埋め込み、当該ホームページに接続できる仕組みを持つもの（以下「バナー広告」という。）とする。ただし、バナー広告及びその接続先のホームページの内容は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の広報媒体としての公共性、中立性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (3) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (4) 投機的商品の広告
- (5) 出資者及び出資の募集広告
- (6) 無限連鎖講その他の社会通念上問題のある広告
- (7) 債権取立て、回収等の広告
- (8) 貸金業の広告
- (9) 興信所等の広告
- (10) 善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれのある営業の広告
- (11) 反社会的活動を助長するおそれのあるもの
- (12) 法令で規制する薬物及び危険物の売買並びに使用を助長するおそれのあるもの
- (13) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (14) 著しく画面の調和を損なうと認められるもの

(15) 前各号に掲げるもののほか、町長が掲載を不相当と認めるもの

(規格)

第3条 バナー広告の規格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル
- (2) 横150ピクセル
- (3) 10キロバイト以内
- (4) J P E G 又は G I F 形式 (データは静止画とし、特殊な効果は含まないものとする。)

(掲載位置)

第4条 バナー広告の掲載位置は、町ホームページ上で町が指定した位置とする。

(掲載数)

第5条 バナー広告掲載数は、12枠とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載数を増やすことができる。

- (1) 第18条の規定による掲載期間の延長
- (2) 町長が特に認めるとき。

(掲載順序)

第6条 バナー広告の掲載順序は、第9条第2項の規定による掲載の決定順に次の表のとおりとする。

1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12

備考 掲載期間の終了等により空欄の枠が生じたときは、順序を繰り上げる。

(掲載料)

第7条 バナー広告掲載料 (以下「掲載料」という。) は、バナー広告1件当たり月額15,000円とする。ただし、掲載期間を連続する12月間と決定した場合の掲載料は、バナー広告1件当たり月額12,000円とする。

(掲載の募集)

第8条 バナー広告掲載の募集は、広報紙及びホームページへの掲載等により行うものとする。

(掲載の申込み及び決定)

第9条 申込者は、瑞穂町バナー広告掲載申込書（様式第1号）に定める書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みがあったときは、次条に規定するバナー広告審査委員会による審査を経て、バナー広告掲載の可否を決定し、瑞穂町バナー広告掲載決定通知書（様式第2号）又は瑞穂町バナー広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

3 前項の場合において、掲載を適当と認める申込みが、第5条に規定する掲載数を超えるときは、申込順により決定するものとする。

（バナー広告審査委員会）

第10条 バナー広告掲載の適否を審査するため、バナー広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、企画部長、企画部デジタル推進課長及び財政課長、住民部税務課長並びに協働推進部産業経済課長をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に企画部長を、副委員長に企画部デジタル推進課長をもって充てる。

（委員会の審査）

第11条 委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。

（1）申込者の事業又は営業が健全であること。

（2）バナー広告及びその接続先ホームページの内容が、第2条ただし書各号に該当しないこと。

2 審査結果は、直ちに町長に報告するものとする。

（掲載料の納付）

第12条 バナー広告掲載の決定を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、バナー広告掲載開始予定日の7日前までに掲載料を町に前払いで納付しなければならない。

（原稿の作成及び提出）

第13条 バナー広告の原稿は、町長が指定する方法により広告主の負担で作成し、提出するものとする。

（掲載期間）

第14条 バナー広告の掲載期間は、1月を単位とし、連続する12月以内とする。

(広告内容の責任)

第15条 バナー広告及びその接続先ホームページの内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の取消し)

第16条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、バナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主の事業又は営業並びにバナー広告から接続されたホームページの内容が不相当と判明したとき。
- (3) 広告主の指定したホームページが閉鎖され、再開の見込みのないとき。
- (4) 広告主又はその従業者が、国又は地方公共団体の契約において、公正な執行を妨げたと認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が掲載を不相当と認めるとき。

(掲載料の返還)

第17条 既に納付された掲載料は返還しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(掲載期間の延長)

第18条 掲載期間中に、町の都合により町ホームページを一時的に閉鎖したときは、その閉鎖期間に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、延長しない。

附 則

- 1 この告示は、平成29年1月1日から施行する。ただし、第3条から第6条まで及び第9条の改正は、同年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、平成29年4月1日以降に掲載する広告について適用する。

附 則 (令和4年3月31日告示第77号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、この告示による改正前の告示の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年3月31日告示第78号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。